

## Topics

### ◆ 10月からの短時間労働者の健保・厚生適用拡大、障害者・長期加入者特例措置対象者には経過措置

平成28年10月1日から、特定適用事業所（常時501人以上の企業）に勤務する短時間労働者は下記の要件をすべて満たす場合には、新たに健康保険・厚生年金保険が適用されることとなった。

- ・週の所定労働時間が20時間であること
- ・雇用期間が1年以上見込まれること
- ・賃金（月額）が8.8万円以上であること
- ・学生でないこと

老齢厚生年金の受給者が、短時間労働者として厚生年金保険が新たに適用された場合には、受給額と賃金によっては「在職支給停止」により年金の一部または全部が支給停止となるケースが出てくる。障害者または長期加入者<sup>※1</sup>の特例措置対象者<sup>※2</sup>が短時間労働者として被保険者になると、年金の定額部分が全額支給停止となる。ただし、この定額部分の全額支給停止措置については、停止を行わない経過措置が設けられている（図1）。報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の厚生年金を受け取ることができる。

この経過措置については「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」（図2）の届出が必要。下記書類を添付して最寄りの年金事務所に提出する。

#### 〈添付書類〉

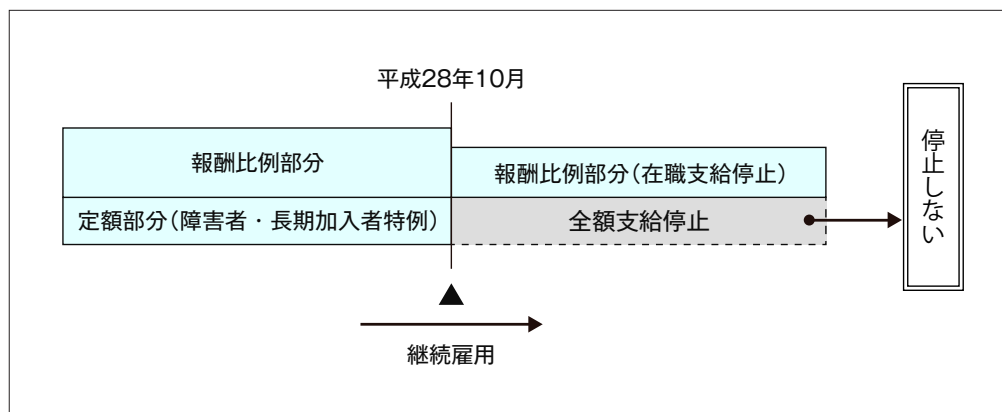
- ・平成28年9月30日以前から引き続き勤務していることを明らかにすることができる書類
- ・平成28年9月30日以前から引き続き勤務していることについての証明書（届出の事業主証明欄により証明することも可）

届出が受理されると、支給停止となった定額部分は翌月15に支払われる。

※1 障害の状態（障害厚生年金の1～3級に該当する障害）にある人。

※2 厚生年金保険の被保険者期間が44年（共済組合等の期間は含まない）以上ある人。

### ■図1 障害者または長期加入者の特例措置対象者の経過措置



## ■図2 障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止の一部解除届

障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方のうち、平成28年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務している方が、短時間労働者にかかる厚生年金保険の適用拡大に伴い平成28年10月1日に新たに被保険者となった場合に、在職支給停止の一部を解除するときの届

|         |                                          |  |           |  |       |  |
|---------|------------------------------------------|--|-----------|--|-------|--|
| 受給者     | ① 基礎年金番号・年金コード                           |  | 基礎年金番号    |  | 年金コード |  |
|         | ② 生年月日                                   |  | 昭和 年 月 日  |  |       |  |
|         | ③ 受給権者の氏名                                |  | 姓         |  | 名     |  |
|         | 〒 (郵便番号) 市 (市) 区 (区) 丁目 (丁目) 番 (番) 号 (号) |  | ④ 受給権者の住所 |  |       |  |
|         | 印                                        |  |           |  |       |  |
| 直署の捺印不要 |                                          |  |           |  |       |  |

|                  |                                                       |  |  |  |  |  |
|------------------|-------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事業主証明欄           | 上記の受給権者について、平成28年9月30日以前から引き続き当事業所において勤務していることを証明します。 |  |  |  |  |  |
|                  | 平成 年 月 日                                              |  |  |  |  |  |
|                  | 事業所所在地                                                |  |  |  |  |  |
|                  | 事業所名称                                                 |  |  |  |  |  |
|                  | 事業主名 印                                                |  |  |  |  |  |
| 電話番号 ( )-( )-( ) |                                                       |  |  |  |  |  |

【障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届の提出にあたって】

障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届

特別支給の老齢厚生年金の受給権者であって障害者特例や長期加入者特例に該当している方のうち、平成28年9月30日以前から引き続き同一の事業所に勤務している方が、短時間労働者にかかる厚生年金保険の適用拡大に伴い平成28年10月1日に新たに被保険者となった場合に、在職支給停止の一部を解除するときの届

|         |                                          |  |           |  |       |  |
|---------|------------------------------------------|--|-----------|--|-------|--|
| 受給者     | ① 基礎年金番号・年金コード                           |  | 基礎年金番号    |  | 年金コード |  |
|         | ② 生年月日                                   |  | 昭和 年 月 日  |  |       |  |
|         | ③ 受給権者の氏名                                |  | 姓         |  | 名     |  |
|         | 〒 (郵便番号) 市 (市) 区 (区) 丁目 (丁目) 番 (番) 号 (号) |  | ④ 受給権者の住所 |  |       |  |
|         | 印                                        |  |           |  |       |  |
| 直署の捺印不要 |                                          |  |           |  |       |  |

|                  |                                                       |  |  |  |  |  |
|------------------|-------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|
| 事業主証明欄           | 上記の受給権者について、平成28年9月30日以前から引き続き当事業所において勤務していることを証明します。 |  |  |  |  |  |
|                  | 平成 年 月 日                                              |  |  |  |  |  |
|                  | 事業所所在地                                                |  |  |  |  |  |
|                  | 事業所名称                                                 |  |  |  |  |  |
|                  | 事業主名 印                                                |  |  |  |  |  |
| 電話番号 ( )-( )-( ) |                                                       |  |  |  |  |  |

事業主より証明を受けたうえで年金事務所へ提出してください。

※事業主からの証明がない場合、9月30日以前から継続して勤務していることが分かる書類

## ◆ 風水害・震災等の被災者に保険料の免除・猶予措置

平成28年9月23日、日本年金機構は、天災等で被災し、年金保険料を納付することが著しく困難な場合は、申請により国民年金保険料については免除を、厚生年金保険料については猶予を受けることができることを示した。

要件は、次のとおり。

## 【国民年金保険料の免除】

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者の所有に係る住宅、家財その他の財産につき、被害金額がその価格のおおむね1/2以上の損害を受けたとき。

## 【厚生年金保険料の猶予】

事務所が災害により、財産に相当な損害を受け、納付者が納付すべき保険料（厚生年金保険料、健康保険料、船員保険料、子ども・子育て拠出金）を一時に納付することができないと認められるとき

また、一部の年金（給付金）受給権者・受給資格者で所得により年金の一部または全部が支給停止となっている人については、申請により損害を受けた月から翌年7月まで支給停止を解除する。該当者は次のとおり。

- ・20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金の受給権者
- ・老齢福祉年金の受給権者
- ・特別障害給付金の受給資格者

そのほか、年金事務所では、被災により保険料の納付書を紛失した人、年金証書や年金手帳を紛失した人、家屋の流失等によ

り郵便物が届かない人、年金受給者である家族が行方不明または死亡した人などについても相談を受け付ける。

## ◆ 厚労省「労働経済の分析」を閣議配布

平成28年9月30日、厚生労働省は労働経済白書として、「労働経済の分析—誰もが活躍できる社会の実現と労働生産性の向上に向けた課題—」(平成28年版)を閣議配布した。少子高齢化による供給制約の克服に向け、労働生産性の向上や希望する者が就労し活躍できる環境整備が必要であるとの認識のもと、「誰もが活躍できる社会の実現と労働生産性の向上に向けた課題」と題し、労働生産性の向上に向けた課題や、誰もが活躍できる働き方に向けた方策について分析を行った。

これによると、平成27年度は完全失業率3.3%、有効求人倍率1.23倍(正社員の有効求人倍率は0.82倍。\*平成28年3月現在)と、雇用情勢の改善は改善した。また非正規雇用から正規雇用への転換は平成25年から3年連続で増加、不本意非正規雇用は前年同期比で9四半期連続、減少している。一方で、日本の実質GDPの減少には、資本投入、労働投入、TFP(全要素生産性)の減少が関連しており、少子高齢化による供給制約を克服していくためには、資本投入の増加に加えて一人ひとりが生産する付加価値を増加させ、労働生産性を向上させることが必要不可欠である。

そうした大きな課題がありながら人口減少が避けられない中、高齢者の働き方・活躍は重要である。高齢者の就業人口や就業希望者人口は増加しているため、雇用や起業について一層の環境整備が鍵となる。

このような労働経済の分析は年金財政にも直接の影響を与えることとなる。この分析がどのような形で活用されていくか興味深いところである。

(全文：<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/16/dl/16-1.pdf>)

## ◆ 平成28年7月末現在国民年金保険料の納付率は現年度分で57.9%

厚生労働省は平成28年9月30日、平成28年7月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

### 【平成27年度分(過年度2年目)の納付率】

平成26年度末からプラス6.8ポイントの69.8%であった。これは平成26年4月～平成27年3月分の保険料のうち、平成28年度7月末までに納付された月数の割合である。平成28年度末時点の目標は、平成26年度末からプラス7.0ポイントであったため、目標値には達していない。

### 【平成27年度分(過年度1年目)の納付率】

平成27年度末からプラス2.2ポイントの65.6%であった。これは平成27年4月～平成28年3月分の保険料のうち、平成28年度7月末までに納付された月数の割合である。平成27年度末時点の目標は、平成27年度末からプラス4.0ポイントであったため、目標値には達成していない。

### 【平成28年4月～平成28年5月分(現年度分)の納付率】

対前年同期比プラス0.4%の57.9%であった。平成28年度末時点の目標は、前年度実績から+1.0ポイントであった。

なお、平成28年4月～平成28年7月分の強制徴収の実施状況は、最終催告状送付が14,105件(前年同期比8,053件増)、督促状送付が7,180件(前年同期比5,194件増)、財産差押が4,591件(前年同期比2,658件増)であった。